

# Hib(ヒブ)予防接種説明書

## 1. 予防接種の対象となる病気

### ◆ Hib(ヒブ)感染症

Hib(ヒブ)感染症は、ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型という細菌によって発生する病気で、そのほとんどが 5 歳未満で発症し、特に乳幼児での発症に注意が必要です。

主に気道の分泌物により感染を起こし、症状がないまま菌を保有(保菌)して日常生活を送っている子どもも多くいます。この菌が何らかのきっかけで進展すると、肺炎、敗血症、髄膜炎、化膿性の関節炎等の重篤な疾患を引き起こすことがあります。ヒブが鼻やのどから入って、脳を包む髄膜(ずいまく)、のどの奥の喉頭蓋(こうとうがい)、肺などに炎症をおこします。

ヒブが脳を包む髄膜に炎症を起こすと細菌性髄膜炎を引き起こします。細菌性髄膜炎は脳の中に膿がたまったり(膿瘍)、脳脊髄液が増えたり(水頭症)することがあります。早期の症状はかぜと区別できないことも多く、診断が遅くなりがちです。その後、ぐったりする、けいれん、意識がないなどの症状が出てきます。抗菌薬が効かない耐性菌も多く、治療は困難です。ひどい場合には死亡や、脳の後遺症が残ります。後遺症が無いように見えても、中学生頃に軽度の知能低下が分かることもあります。喉頭蓋炎になると重症になり、空気の通り道が狭くなり窒息して死亡することも少なくありません。

## 2. 乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン(Hib(ヒブ)ワクチン)(不活化ワクチン)

数種類に分類されるインフルエンザ菌のうち、乳幼児の重篤な全身感染症の原因となりやすい b 型莢膜を有する菌(Hib)を予防するためのワクチンです。冬場に流行する季節性インフルエンザの原因となるインフルエンザウイルスのワクチンとは異なります。

ワクチン接種により、ヒブが血液や髄液から検出されるような重篤なヒブ感染症にかかるリスクを 95%以上減らすことができると報告されています。

## 3. 副反応

局所反応が中心で発赤、腫脹、硬結(しこり)、疼痛、全身反応は発熱、不機嫌、食思不振などが認められています。

## 4. 接種時期

初回免疫として生後 2 カ月～7 カ月に至るまでの間に接種を開始して、27 日～56 日までの間隔をおいて 3 回接種し、3 回目終了後 7 カ月～13 カ月後に追加免疫 1 回の計 4 回接種します。

この期間の接種を逃した場合は、月齢に応じてそれぞれ次のとおりに接種します。

- ① 生後 7 カ月～12 カ月に至るまでの間に接種を開始した場合は、27 日～56 日までの間隔をおいて 2 回、2 回目終了後、7 カ月～13 カ月後に 1 回の計 3 回接種します。
- ② 1 歳～5 歳に至るまでの間に接種開始の場合は、1 回接種します。

## 予防接種を受けるに際し、次のことに十分注意のうえお受けください。

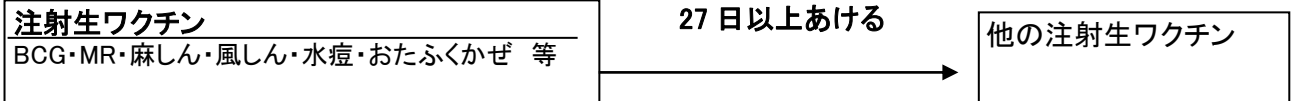
- 予診票は、接種を受けるお子様の当日の健康状態を保護者の方が責任をもってご記入ください。  
(各項目の記入漏れがないようご注意ください)
- 説明書及び下記の注意事項をご理解のうえお受けください。

(1) 予防接種を受けられないお子さんは、次のようなお子さんです。

- ① 明らかに発熱のある人(37.5℃以上の方)。
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。
- ③ その日に受ける予防接種によって、または予防接種に含まれている成分で※ アナフィラキシーを起こしたことがある人。
- ④ その他、医師が不適切な状態と判断した場合。

※アナフィラキシーとは、接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような、はげしい全身反応のことです。

(2) 予防接種の効果や安全性を確保するため、異なる種類のワクチンを接種する際は、次のことにご留意ください。



上記以外では、異なる種類のワクチン接種間隔は制限なし

(3) 接種後の一般的注意事項は次のとおりです。

- ① 接種当日は過激な運動はさけてください。
- ② 接種後生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意してください。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、わざと注射した部位をこすことはやめ清潔にたもってください。
- ④ 局所の異常な反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の判断をお受けください。
- ⑤ 接種後、高熱・けいれん・不機嫌等の異常な症状をあらわした場合は速やかに医師の診察を受けてください。

(4) 予防接種による健康被害救済制度

予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じたりした場合には、給付を受けられる可能性があります。

※その際には、健康増進課までご相談ください

(健康増進課 電話 0285-22-9526)